

お客様各位

日本オラクル株式会社

## Oracle Master Agreement について

本書は、「Oracle Master Agreement」(OMA) について、その概要及び従来の「Oracle License and Services Agreement」(OLSA) との違いについてご説明するものです。

### (1) 概要

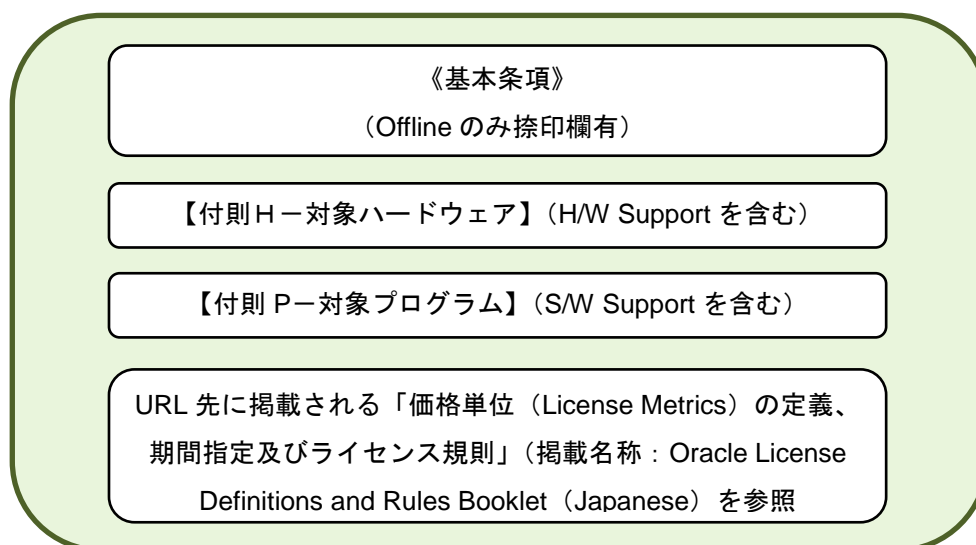
「Oracle Master Agreement」(OMA) は、オラクルのプログラム使用権(ライセンス)及びそのテクニカル・サポート、ハードウェア及びそのテクニカル・サポート、あるいはコンサルティング等の各種サービスに関する、使用または提供に際し、お客様とオラクルとの間における基本的な権利、及び義務等を定めるものです。

#### ① ポイント

- 2013年1月7日以降、使用開始。
- ご注文毎にご契約(あるいはご同意)頂く Transactional OMA(都度契約版/TOMA) の他、最大5年間有効となる Term Master 版 OMA(期間限定マスター版) をご用意。
- プログラム使用権(ライセンス)及びそのテクニカル・サポート、ハードウェア及びそのテクニカル・サポートについては、従来の「Oracle License and Services Agreement」(OLSA) に相当する契約が Transactional OMA(都度契約版/TOMA) となります。

#### ② Transactional OMA(都度契約版/TOMA) の内容、構成

- Transactional OMA(都度契約版/TOMA) は、従来の「Oracle License and Services Agreement」(OLSA) 及び付随する契約を、基本条項、対象ハードウェアに関する条項、対象プログラム使用権(ライセンス)に関する条項、に再構成したものです。
- よって、Transactional OMA(都度契約版/TOMA) に規定されている内容は、従来の OLSA 及び付随する契約(例えば「ハードウェアに関する特約」等)の内容から変更はありません。
- オラクル正規代理店経由で、対象プログラム使用権(ライセンス)及びそのテクニカル・サポート、または対象ハードウェア及びそのテクニカル・サポートを購入される場合、Online 版(Web 上で同意)と Offline 版(製本したものを両者捺印)にてご契約いただきます。
- Transactional OMA(都度契約版/TOMA) の構成は、以下の通りとなります。

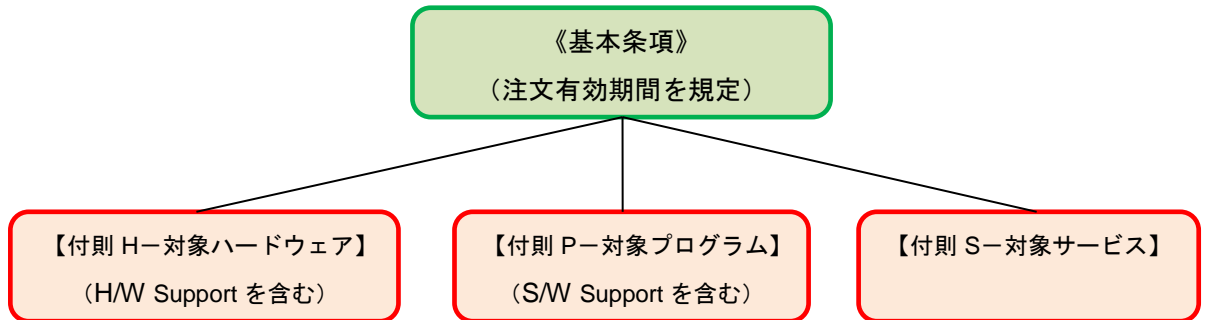


※プログラム使用権(ライセンス)をオラクル正規代理店経由でご注文頂く場合、Transactional OMA(都度契約版/TOMA)での契約を推奨しております。

※Term Master 版 OMA をご契約済みであっても、本契約を締結可能です。

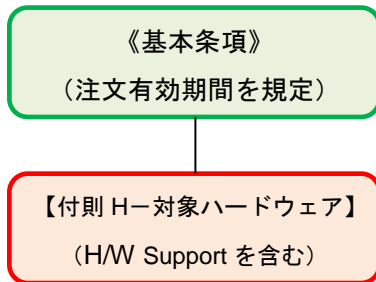
③ Term Master 版 OMA（期間限定マスター版）の内容、構成

- 「Oracle Master Agreement」(OMA) を、最大 5 年間、繰り返し注文を可能にする「期間限定マスター版」。
- 最低限、《基本条項》と【付則（専用条項）】のうちの一つと組み合わせて契約する必要があります。
- 【付則（専用条項）】は、2013 年 1 月 7 日時点で以下の 3 種類がリリース済みです。
  - ・【付則 H-対象ハードウェア】：Hardware 用（Support を含む）
  - ・【付則 P-対象プログラム】：Program License 用（Support を含む）
  - ・【付則 S-対象サービス】：Services（コンサルティング等）用
- 後から、未締結な【付則／専用条項】を追加することが可能。
- Term Master 版 OMA（期間限定マスター版）の構成は、以下の通りとなります。

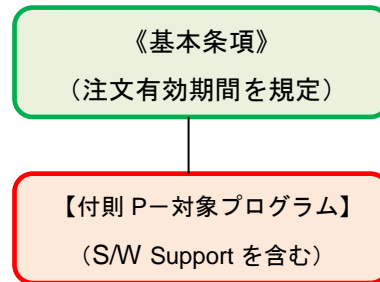


<締結例>

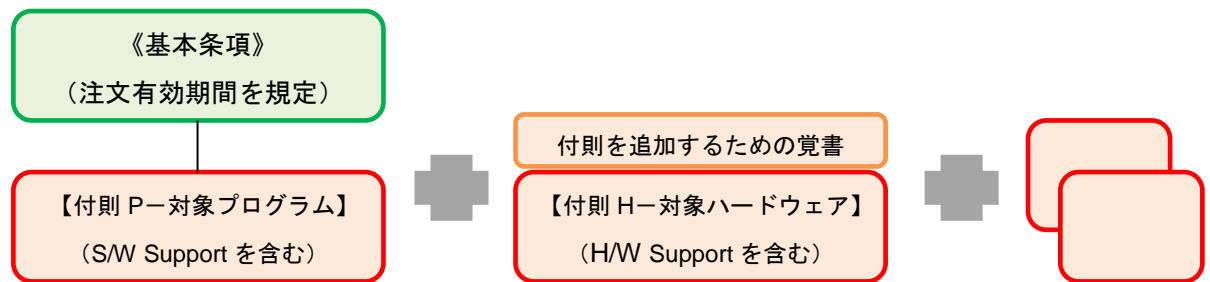
ハードウェアのみを対象



ライセンスのみを対象



当初、ライセンスのみを対象、後日、ハードウェアを追加



後日、別の付則を追加

※オラクルに直接ご注文頂く場合、「定義及び規則（ライセンス定義）」は、個別の注文毎に、指定された URL 先に掲載される「価格単位（License Metrics）の定義、期間指定及びライセンス規則」（掲載名称：Oracle License Definitions and Rules Booklet（Japanese））を確認いただく必要があります。

- Transactional OMA（都度契約版／TOMA）ではなく、Term Master 版 OMA に基づき、プログラム使用権（ライセンス）をオラクル正規代理店経由でご注文頂く場合、「定義及び規則（ライセンス定義）」は、お客様とオラクル正規代理店との間の個別の注文毎に規定された URL 先に掲載される「価格単位（License Metrics）の定義、期間指定及びライセンス規則」（掲載名称：Oracle License Definitions and Rules Booklet（Japanese））を確認いただく必要があります。
- 詳細は、オラクル担当営業までご相談願います。

## (2) スケジュール

Transactional OMA（都度契約版／TOMA）は、2013年1月7日より適用開始。

Term Master 版 OMA（期間限定マスター版）は、ご希望により即日提示可能。

URL 先に掲載される「価格単位（License Metrics）の定義、期間指定及びライセンス規則」（掲載名称：Oracle License Definitions and Rules Booklet（Japanese））を確認いただく運用は、2018年9月より適用開始。

※『「定義及び規則（ライセンス定義）」に関する確認』書類は、2018年11月をもって運用終了。

## (3) 「Oracle Master Agreement」（OMA）の各条項について

### ① 基本条項について

オラクルの製品の使用、またはサービスの提供に関する共通する基本的な義務、権利等を規定。

- 定義、契約の独立性、権利、（知的財産に関する）補償、契約終了、支払条件・価格・請求及び支払義務における共通規定、機密保持、完全合意、責任の制限、輸出管理、不可抗力、準拠法と管轄裁判所、通知、権利譲渡の禁止、その他。
- 第1条第3項にて「基本条項、及び基本条項と一体となる付則」をあわせて「Oracle Master Agreement」と定義。
- 第2条にて、「Oracle Master Agreement」の有効期間と適用される付則について規定。
  - ・ Transactional OMA（都度契約版／TOMA）：1回の注文に対してのみ適用。
  - ・ Term Master 版 OMA（期間限定マスター版）：本条に定める期間中、複数の注文に対して適用。

※Online Transactional OMA を除き、「捺印欄」が設定されます。

### ② 付則 H—対象ハードウェアについて

オラクルの対象ハードウェア（H/W）及びそのテクニカル・サポートに関して規定。

- H/W に関する権利許諾、制限、トライアル・プログラム、テクニカル・サポート、関連するサービス、保証・免責・救済措置、監査、発注及び物流（引渡し・設置・受領、所有権の移転、対象地域、価格・請求・支払義務）。

### ③ 付則 P—対象プログラムについて

オラクルの対象プログラムの使用権（S/W）及びそのテクニカル・サポートについて規定。

- S/W に関する権利許諾、制限、トライアル・プログラム、テクニカル・サポート、関連するサービス、保証・免責・救済措置、監査、発注及び物流（納入・インストール、対象地域、価格・請求・支払義務）。

※再販用 Transactional OMA のみ、「ライセンス定義」に関し、URL 先に掲載される「価格単位（License Metrics）の定義、期間指定及びライセンス規則」（掲載名称：Oracle License Definitions and Rules Booklet（Japanese））を参照する規定を含みます。

### ④ 付則 S—対象サービスについて

オラクルの対象サービス（コンサルティング、Advanced Customer Support Services、研修又はその他のサービス）に関して規定。

- 対象サービスに関する権利許諾、保証・免責・救済措置。

※各コンサルティング、Advanced Customer Support Services、研修又はその他のサービスの詳細は、Oracle Master Agreement を参照する Ordering Document にて規定します。

### ⑤ OLSA と Transactional OMA（都度契約版／TOMA）との違いについて

Transactional OMA（都度契約版／TOMA）は、従来の「Oracle License and Services Agreement」（OLSA）及び付随する契約を、基本条項、対象ハードウェアに関する条項、対象プログラム使用権（ライセンス）に関する条項、に再構成したものとなります。よって、規定内容に違いはありません。

OLSA との対比については、別表をご覧ください。

(4) 『定義及び規則（ライセンス定義）」に関する確認』書類について

Term Master 版 OMA に基づき、プログラム使用权（ライセンス）をオラクル正規代理店経由でご注文頂く場合、ご注文頂く製品に関する価格単位、ならびに規則について、『定義及び規則（ライセンス定義）」に関する確認』書類をもって、ご注文毎に、直接お客様に同意頂く運用を行っていましたが、2018 年 11 月をもって、当該運用を終了いたします。

2018 年 9 月以降、Term Master 版 OMA に基づき、プログラム使用权（ライセンス）をオラクル正規代理店経由でご注文頂く場合、「定義及び規則（ライセンス定義）」は、お客様とオラクル正規代理店との間の個別の注文毎に規定された URL 先に掲載される「価格単位（License Metrics）の定義、期間指定及びライセンス規則」（掲載名称：Oracle License Definitions and Rules Booklet（Japanese））を確認いただく必要があります。

以上

【本書更新履歴】

- ・ 2012 年 12 月 19 日：公開
- ・ 2013 年 10 月 11 日：『定義及び規則（ライセンス定義）」に関する確認』書類リリースに関するご説明を追記。
- ・ 2018 年 10 月 03 日：URL 参照先に掲載する「定義及び規則（ライセンス定義）」を確認いただく運用に関するご説明を追記。

別表 1

【Transactional OMA（都度契約版／TOMA）について】

概要、及び Transactional OMA（都度契約版／TOMA）からみた OLSA との対比。

OMA 項目	概要	備考
<b>《基本条項》</b>		
OMA 基本条項序文		
OMA 基本条項第 1 条 ・ 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>各用語を定義。</li> <li>※「対象製品」、「第三者許諾条件」、「第三者テクノロジー」の定義を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※OLSA 第 A 条（定義）、OLSA 第 Q 条第 1 項 or HW 特約第 B 条第 1 項（ハードウェアの構成）を集約。</li> </ul>
OMA 基本条項第 2 条 ・ 本契約の有効期間及び適用される付則	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約に基づき注文出来る期間。</li> <li>※Master：最大 5 年間。</li> <li>※Transactional：注文毎。</li> <li>各付則（H、P 等）との関係を規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※OLSA 第 B 条（本契約の適用範囲）の規定に相当。</li> <li>※Master と Transactional で文言が異なります。</li> </ul>
OMA 基本条項第 3 条 ・ 契約の独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様に注文頂くものが、注文毎にそれぞれ独立して成立することを規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※「HW+SW 直契約 Ordering Document」より。</li> </ul>
OMA 基本条項第 4 条 ・ 権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>オラクル又はオラクルに対するライセンスが、対象プログラム、OS、組込ソフトウェア等の知的財産権を保有することを規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※OLSA 第 D 条（権利及び制限）、OLSA 第 R 条第 a 号 or HW 特約第 C 条第 a 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／権利及び制限）より「権利」部分の内容を集約。</li> <li>※「制限」に関する規定は、各付則側で規定。</li> </ul>
OMA 基本条項第 5 条 ・ 補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権に対する侵害について規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※OLSA 第 G 条（補償）、OLSA 第 R 条第 b 号 or HW 特約第 C 条第 b 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／補償）の内容を集約。</li> </ul>
OMA 基本条項第 6 条 ・ 契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約の終了に関する規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※OLSA 第 I 条（契約の終了）、OLSA 第 R 条第 d 号 or HW 特約第 C 条第 d 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／契約の終了）の内容を集約。</li> </ul>
OMA 基本条項第 7 条 ・ 支払条件、価格、請求及び支払義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払条件、請求書に関する一般的な規定。</li> <li>※OLSA 第 J 条の「支払義務がプログラムや更新版の将来の提供可能性を前提としないこと」という規定は、付則 H 及び付則 P でそれぞれ規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※第 1 項：OLSA 第 J 条（支払条件）より。</li> <li>※第 2 項：OLSA 第 S 条第 3 項 or HW 特約第 C 条第 3 項（対価、請求及び支払義務）の第 c 号、第 h 号より。</li> </ul>
OMA 基本条項第 8 条 ・ 機密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>機密保持に関する規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※OLSA 第 K 条（機密保持）より。</li> </ul>

OMA 項目	概要	備考
OMA 基本条項第 9 条 ・ 完全合意	・ 完全合意に関する規定。	※OLSA 第 L 条（完全合意）、OLSA 第 R 条第 e 号 or HW 特約第 C 条第 e 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／完全合意）の内容を集約。
OMA 基本条項第 10 条 ・ 責任の制限	・ 損害賠償に関する規定。	※OLSA 第 M 条（責任の制限）、OLSA 第 R 条第 f 号 or HW 特約第 C 条第 f 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／責任の制限）の内容を集約。
OMA 基本条項第 11 条 ・ 輸出管理	・ 輸出管理に関する規定。	※OLSA 第 N 条（輸出管理）、OLSA 第 R 条第 g 号 or HW 特約第 C 条第 g 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／輸出管理）の内容を集約。
OMA 基本条項第 12 条 ・ 不可効力	・ 不可抗力に関する規定。	※OLSA 第 P 条（不可抗力）、OLSA 第 R 条第 i 号 or HW 特約第 C 条第 i 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／不可抗力）の内容を集約。
OMA 基本条項第 13 条 ・ 準拠法と管轄裁判所	・ 準拠法（日本国内法を適用）、及び管轄裁判所（東京地方裁判所）に関する規定。	※OLSA 第 O 条第 1 項（その他－準拠法と管轄裁判所）より。
OMA 基本条項第 14 条 ・ 通知	・ 通知に関する規定。	※OLSA 第 O 条第 2 項（その他－通知）より。
OMA 基本条項第 15 条 ・ 権利譲渡の禁止	・ 本契約や対象プログラム等の権利譲渡を禁止する規定。	※OLSA 第 O 条第 3 項（その他－権利譲渡の禁止）、OLSA 第 R 条第 h 号 or HW 特約第 C 条第 h 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／その他）の内容を集約。
OMA 基本条項第 16 条第 1 項 ・ その他－関係性	・ お客様とオラクルとの関係を規定。	※新規追加。
OMA 基本条項第 16 条第 2 項 ・ その他－存続	・ 本契約の中の一部の規定が終了した場合、残りの規定に関する規定。	※新規追加
OMA 基本条項第 16 条第 3 項 ・ その他－出訴期限	・ 出訴期限に関する規定。	※OLSA 第 O 条第 4 項（出訴期限）より。
OMA 基本条項第 16 条第 4 項 ・ その他－ハードウェアの使用制限	・ ハードウェアの使用制限に関する規定。	※OLSA 第 Q 条第 2 項 or HW 特約第 B 条第 2 項（使用制限）より。
OMA 基本条項第 16 条第 5 項 ・ その他－オラクル正規代理店を介してご注文頂く場合	・ オラクル正規代理店を介してご注文頂く際に、本契約のコピーを当該正規代理店に提供出来るとする規定。	※新規追加

OMA 項目	概要	備考
OMA 基本条項第 16 条第 6 項 ・その他－オラクルのビジネス・パートナー	・オラクルのビジネス・パートナーに関する規定。	※OLSA 第 O 条第 6 項(その他－オラクルのビジネス・パートナー)より。
OMA 基本条項第 16 条第 7 項 ・その他－対象プログラム, OS、組込ソフトウェア、バイナリ・コードに関する規定	・対象プログラム, OS、組込ソフトウェア、バイナリ・コードに関する規定。	※新規追加。
OMA 基本条項第 17 条 ・本契約の発効日		※Term OMA のみ。 ※Offline TOMA は、捺印欄に規定。 ※Online TOMA は、Keyにて有効期限が決定するため規定されません。
<b>【付則 H－対象ハードウェア】</b>		
OMA 付則 H－序文		
OMA 付則 H－第 1 条 ・定義	・対象ハードウェアの「開始日」、「組込ソフトウェアのオプション」、その他用語の定義について規定。	※開始日：OLSA 第 S 条第 1 項第 a 号 or HW 特約第 C 条第 1 項第 a 号(開始日)より。 ※「組込ソフトウェアのオプション」:新規追加。
OMA 付則 H－第 2 条 ・権利許諾	・ハードウェアの構成、ハードウェアとともに提供された OS、組込ソフトウェア等の権利許諾に関する規定。	※OLSA 第 Q 条第 1 項第 a 号～第 d 号 or HW 特約第 B 条第 1 項第 a 号～第 d 号(ハードウェアの構成)に、「組込ソフトウェアのオプション」等に関する規定を追加。
OMA 付則 H－第 3 条 ・制限	・対象ハードウェア、OS、組込ソフトウェアに関する制限について規定。	※OLSA 第 Q 条第 1 項第 e 号、第 g 号 or HW 特約第 B 条第 1 項第 e 号、第 g 号(ハードウェアの構成)より。  ※OLSA 第 R 条第 a 号 or HW 特約第 C 条第 a 号(OLSA に対するハードウェア固有の変更/権利及び制限)より。
OMA 付則 H－第 4 条 ・トライアル・プログラム	・対象ハードウェアに含めるプログラムをトライアルとして提供することについて規定。	※OLSA 第 Q 条第 1 項第 f 号 or HW 特約第 B 条第 1 項第 f 号(ハードウェアの構成)、OLSA 第 F 条(トライアル・プログラム)を集約。
OMA 付則 H－第 5 条 ・テクニカル・サポート	・対象ハードウェアに関するテクニカル・サポートについて規定。	※OLSA 第 H 条(テクニカル・サポート)、OLSA 第 R 条第 c 号 or HW 特約第 C 条第 c 号(OLSA に対するハードウェア固有の変更/テクニカル・サポート)を集約。



OMA 項目	概要	備考
OMA 付則 H-第 6 条 ・対象ハードウェア関連の対象サービス	・テクニカル・サポート・サービスを除く対象ハードウェアに関連する対象サービスについて規定。	※新規追加。
OMA 付則 H-第 7 条 ・保証、免責、及び唯一の救済措置	・対象ハードウェア及び対象サービスに関する保証について規定。	※OLSA 第 E 条（保証、免責及び唯一の救済措置）、OLSA 第 Q 条第 3 項 or HW 特約第 B 条第 3 項（保証）を集約。
OMA 付則 H-第 8 条 ・監査	・OS、組込ソフトウェア、組込ソフトウェアのオプションの使用状況に関する監査について規定。	※OLSA 第 O 条第 5 項（その他－監査）より。
OMA 付則 H-第 9 条（発注及び物流） ・第 1 項：対象ハードウェアの引渡し、設置及び受領	・対象ハードウェアの引渡し、設置、受領等について規定。	※OLSA 第 Q 条第 4 項 or HW 特約第 B 条第 4 項（ハードウェアの引渡し、設置及び受領）より。
OMA 付則 H-第 9 条（発注及び物流） ・第 2 項：所有権の移転	・対象ハードウェアの所有権について規定。	※OLSA 第 Q 条第 5 項 or HW 特約第 B 条第 5 項（所有権の移転）より。
OMA 付則 H-第 9 条（発注及び物流） ・第 3 項：対象地域	・対象ハードウェアの引渡し先地域について規定。	※OLSA 第 S 条第 2 項第 a 号 or HW 特約第 C 条第 2 項第 a 号（対象地域）より。
OMA 付則 H-第 9 条（発注及び物流） ・第 4 項：価格、請求、及び支払い義務	・対象ハードウェアに関する請求、支払いについて規定。	※OLSA 第 S 条第 3 項 or HW 特約第 C 条第 3 項（対価、請求及び支払義務）より対象ハードウェアに関連する部分だけを規定。 ※OLSA 第 J 条の「支払期限」に関する規定は、OMA 基本条項で規定。 ※Non Cancelable, Non Refundable の規定は各注文で規定。
<b>【付則 P-対象プログラム】</b>		
OMA 付則 P-第 1 条 ・定義	・対象プログラムの「開始日」、その他用語の定義について規定。	※開始日：OLSA 第 S 条第 1 項第 b 号 or HW 特約第 C 条第 1 項第 b 号（開始日）の規定を修正。
OMA 付則 P-第 2 条 ・権利許諾	・対象プログラムに関する権利許諾について規定。	※OLSA 第 C 条（権利許諾）より。
OMA 付則 P-第 3 条 ・制限	・対象プログラムに関する制限について規定。	※OLSA 第 D 条（権利及び制限）より対象プログラムに関連する部分、OLSA 第 R 条第 a 号 or HW 特約第 C 条第 a 号（OLSA に対するハードウェア固有の変更／権利及び制限）を集約。
OMA 付則 P-第 4 条 ・トライアル・プログラム	・購入頂いたプログラムに含まれる別のプログラムをトライアルとして提供することについて規定。	※OLSA 第 F 条（トライアル・プログラム）より。
OMA 付則 P-第 5 条	・対象プログラムに関するテクニカ	※OLSA 第 H 条（テクニ



OMA 項目	概要	備考
・テクニカル・サポート	ル・サポートについて規定。	カル・サポート) より。
OMA 付則 P-第 6 条 ・対象プログラム関連の対象サービス	・テクニカル・サポート・サービスを除く対象プログラムに関連する対象サービスについて規定。	※新規追加。
OMA 付則 P-第 7 条 ・保証、免責、及び唯一の救済措置	・対象プログラム及び対象サービスに関する保証について規定。	※OLSA 第 E 条 (保証、免責及び唯一の救済措置) より。
OMA 付則 P-第 8 条 ・監査	・対象プログラムの使用状況に関する監査について規定。	※OLSA 第 O 条第 5 項 (その他-監査) より。
OMA 付則 P-第 9 条 (発注及び物流) ・第 1 項: 納入及びインストール	・対象プログラムの引渡し、インストールについて規定。	※「HW+SW 直契約 Ordering Document」より。
OMA 付則 P-第 9 条 (発注及び物流) ・第 2 項: 対象地域	・対象プログラムの使用国について規定。	※OLSA 第 S 条第 2 項第 b 号 or HW 特約第 C 条第 2 項第 b 号 (対象地域) より。
OMA 付則 P-第 9 条 (発注及び物流) ・第 3 項: 価格、請求、及び支払い義務	・対象プログラムに関する請求、支払いについて規定。	※OLSA 第 S 条第 3 項 or HW 特約第 C 条第 3 項 (対価、請求及び支払義務) より対象プログラムに関連する部分だけを規定。 ※OLSA 第 J 条の「支払期限」に関する規定は、OMA 基本条項で規定。 ※Non Cancelable, Non Refundable の規定は各注文で規定。
OMA 付則 P-第 10 条 (定義及び規則 (ライセンス定義))	・価格単位 (メトリック) に関する定義、各製品に対する一般的な規則を規定	※URL 先に掲載される「価格単位 (License Metrics) の定義、期間指定及びライセンス規則」(掲載名称:「Oracle License Definitions and Rules Booklet (Japanese)」を参照。

以上

別表 2

【OLSA からみた Transactional OMA（都度契約版/TOMA）との対比】

OLSA 項目	OMA	備考
<b>【OLSA】</b>		
OLSA 第 A 条 ・ 定義	OMA 基本条項第 1 条 ・ 定義	※OMA では、OLSA 第 Q 条第 1 項 or HW 特約第 B 条第 1 項（ハードウェアの構成）の一部も集約。  ・OMA では、「対象製品」、「第三者許諾条件」、「第三者テクノロジー」の定義を追加。
OLSA 第 B 条 ・ 本契約の適用範囲	OMA 基本条項第 2 条 ・ 本契約の有効期間及び適用される付則	・ OMA では、Term マスター版 OMA と、Transactional 版 OMA とで、規定が異なります。 ※Master：最大 5 年間。 ※Transactional：注文毎。
OLSA 第 C 条 ・ 権利許諾	OMA 付則 P-第 2 条 ・ 権利許諾（License 関係）	※OMA では、対象ハードウェアに関しては OMA 付則 H に規定、対象プログラムに関しては OMA 付則 P に規定 * 対象サービスに関しては、OMA 付則 S に規定。
OLSA 第 D 条 ・ 権利及び制限	OMA 基本条項第 4 条 ・ 権利  OMA 付則 H-第 3 条 ・ 制限（Hardware 関係）	※OMA では、共通部分に関しては OMA 基本条項に規定、対象ハードウェアに関しては OMA 付則 H に規定、対象プログラムに関しては OMA 付則 P に規定。
OLSA 第 E 条 ・ 保証、免責及び唯一の救済措置	OMA 付則 H-第 7 条 ・ 保証、免責、及び唯一の救済措置（Hardware 関係）  OMA 付則 P-第 7 条 ・ 保証、免責、及び唯一の救済措置（License 関係）  OMA 付則 P-第 7 条 ・ 保証、免責、及び唯一の救済措置（License 関係）	※OMA では、対象ハードウェアに関しては OMA 付則 H に規定、対象プログラムに関しては OMA 付則 P に規定。 * 対象サービスに関しては、OMA 付則 S に規定。
OLSA 第 F 条 ・ トライアル・プログラム	OMA 付則 H-第 4 条 ・ トライアル・プログラム（Hardware 関係）  OMA 付則 P-第 4 条 ・ トライアル・プログラム（License 関係）	※OMA では、対象ハードウェアに関しては OMA 付則 H に規定、対象プログラムに関しては OMA 付則 P に規定。

OLSA 項目	OMA	備考
OLSA 第 G 条 ・ 補償	OMA 基本条項第 5 条 ・ 補償	※OMA では、OLSA 第 R 条第 b 号 or HW 特約第 C 条第 b 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/補償)の内容を集約。
OLSA 第 H 条 ・ テクニカル・サポート	OMA 付則 H-第 5 条 ・ テクニカル・サポート (Hardware 関係)  OMA 付則 P-第 5 条 ・ テクニカル・サポート (License 関係)	※OMA では、OLSA 第 R 条第 c 号 or HW 特約第 C 条第 c 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/テクニカル・サポート)の内容は付則 H に集約。
OLSA 第 I 条 ・ 契約の終了	OMA 基本条項第 6 条 ・ 終了	※OMA では、OLSA 第 R 条第 d 号 or HW 特約第 C 条第 d 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/契約の終了)の内容を集約。
OLSA 第 J 条 ・ 支払条件	OMA 基本条項第 7 条 ・ 支払条件、価格、請求及び支払義務	※OMA では、OLSA 第 J 条の一部を規定。OLSA 第 J 条の「支払義務がプログラムや更新版の将来の提供可能性を前提としないこと」という規定は、OMA 付則 H 及び OMA 付則 P で規定。 ※OMA では、Invoicing Standards Policy 参照規定を追加。
OLSA 第 K 条 ・ 機密保持	OMA 基本条項第 8 条 ・ 機密保持	
OLSA 第 L 条 ・ 完全合意	OMA 基本条項第 9 条 ・ 完全合意	※OMA では、OLSA 第 R 条第 e 号 or HW 特約第 C 条第 e 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/完全合意)の内容を集約。
OLSA 第 M 条 ・ 責任の制限	OMA 基本条項第 10 条 ・ 責任の制限	※OMA では、OLSA 第 R 条第 f 号 or HW 特約第 C 条第 f 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/責任の制限)の内容を集約。
OLSA 第 N 条 ・ 輸出管理	OMA 基本条項第 11 条 ・ 輸出管理	※OMA では、OLSA 第 R 条第 g 号 or HW 特約第 C 条第 g 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/輸出管理)の内容を集約。
OLSA 第 O 条第 1 項 ・ その他—準拠法と管轄裁判所	OMA 基本条項第 13 条 ・ 準拠法と管轄裁判所	
OLSA 第 O 条第 2 項 ・ その他—通知	OMA 基本条項第 14 条 ・ 通知	

OLSA 項目	OMA	備考
OLSA 第 O 条第 3 項 ・その他－権利譲渡の禁止	OMA 基本条項第 15 条 ・権利譲渡の禁止	※OMA では、OLSA 第 R 条第 h 号 or HW 特約第 C 条第 h 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/その他)の内容を集約。
OLSA 第 O 条第 4 項 ・その他－出訴期限	OMA 基本条項第 16 条第 3 項	
OLSA 第 O 条第 5 項 ・その他－監査	OMA 付則 H－第 8 条 ・監査 (Hardware 関係)  OMA 付則 P－第 8 条 ・監査 (License 関係)	※OMA では、対象ハードウェアに関しては OMA 付則 H に規定、対象プログラムに関しては OMA 付則 P に規定。
OLSA 第 O 条第 6 項 ・その他－オラクルのビジネス・パートナー	OMA 基本条項第 16 条第 6 項	
OLSA 第 P 条 ・不可抗力	OMA 基本条項第 12 条 ・不可抗力	※OMA では、OLSA 第 R 条第 i 号 or HW 特約第 C 条第 i 号 (OLSA に対するハードウェア固有の変更/不可抗力)の内容を集約。
<b>【ハードウェアに関する特約】</b>		
OLSA 第 Q 条第 1 項 HW 特約第 B 条第 1 項 ・ハードウェアの構成	OMA 基本条項第 1 条 ・定義  OMA 付則 H－第 2 条 ・権利許諾 (Hardware 関係) OMA 付則 H－第 3 条 ・制限 (Hardware 関係) OMA 付則 H－第 4 条 ・トライアル・プログラム	※OMA では、各条項に分けて再規定。
OLSA 第 Q 条第 2 項 HW 特約第 B 条第 2 項 ・使用制限	OMA 基本条項第 16 条第 4 項 ・その他	
OLSA 第 Q 条第 3 項 HW 特約第 B 条第 3 項 ・保証	OMA 付則 H－第 7 条 ・保証、免責、及び唯一の救済措置 (Hardware 関係)	
OLSA 第 Q 条第 4 項 HW 特約第 B 条第 4 項 ・ハードウェアの引渡し、設置及び受領	OMA 付則 H－第 9 条第 1 項 ・ハードウェアの引渡し、設置及び受領 (Hardware 関係)	
OLSA 第 Q 条第 5 項 HW 特約第 B 条第 5 項 ・所有権の移転	OMA 付則 H－第 9 条第 2 項 ・所有権の移転 (Hardware 関係)	
OLSA 第 R 条第 a 号 HW 特約第 C 条第 a 号 ・OLSA に対するハードウェア固有の変更/権利及び制限	OMA 付則 H－第 3 条 ・制限	
OLSA 第 R 条第 b 号 HW 特約第 C 条第 b 号 ・OLSA に対するハードウェア固有の変更/補償	OMA 基本条項第 5 条 ・補償	※OMA では、OMA 基本条項第 5 条 (補償) に集約。
OLSA 第 R 条第 c 号	OMA 付則 H－第 5 条	

OLSA 項目	OMA	備考
HW 特約第 C 条第 c 号 ・ OLSA に対するハードウェア固有の変更／テクニカル・サポート	・ テクニカル・サポート (Hardware 関係)	
OLSA 第 R 条第 d 号 HW 特約第 C 条第 d 号 ・ OLSA に対するハードウェア固有の変更／契約の終了	OMA 基本条項第 6 条 ・ 終了	※OMA では、OMA 基本条項第 6 条 (終了) に集約。
OLSA 第 R 条第 e 号 HW 特約第 C 条第 e 号 ・ OLSA に対するハードウェア固有の変更／完全合意	OMA 基本条項第 9 条 ・ 完全合意	※OMA では、OMA 基本条項第 9 条 (完全合意) に集約。
OLSA 第 R 条第 f 号 HW 特約第 C 条第 f 号 ・ OLSA に対するハードウェア固有の変更／責任の制限	OMA 基本条項第 10 条 ・ 責任の制限	※OMA では、OMA 基本条項第 10 条 (責任の制限) に集約。
OLSA 第 R 条第 g 号 HW 特約第 C 条第 g 号 ・ OLSA に対するハードウェア固有の変更／輸出管理	OMA 基本条項第 11 条 ・ 輸出管理	※OMA では、OMA 基本条項第 11 条 (輸出管理) に集約。
OLSA 第 R 条第 h 号 HW 特約第 C 条第 h 号 ・ OLSA に対するハードウェア固有の変更／その他	OMA 基本条項第 15 条 ・ 権利譲渡の禁止	※OMA では、OMA 基本条項第 15 条 (権利譲渡の禁止) に集約。
OLSA 第 R 条第 i 号 HW 特約第 C 条第 i 号 ・ OLSA に対するハードウェア固有の変更／不可抗力	OMA 基本条項第 12 条 ・ 不可抗力	※OMA では、OMA 基本条項第 12 条 (不可抗力) に集約。
OLSA 第 S 条第 1 項 HW 特約第 C 条第 1 項 ・ 開始日	OMA 付則 H-第 1 条第 1 項 ・ 開始日 (Hardware 関係)  OMA 付則 P-第 1 条第 1 項 ・ 開始日 (License 関係)	※OMA では、対象ハードウェアに関しては OMA 付則 H に規定、対象プログラムに関しては OMA 付則 P に規定。
OLSA 第 S 条第 2 項 HW 特約第 C 条第 2 項 ・ 対象地域	OMA 付則 H-第 9 条第 3 項 ・ 対象地域 (Hardware 関係)	
OLSA 第 S 条第 3 項 HW 特約第 C 条第 3 項 ・ 対価、請求及び支払義務	OMA 付則 H-第 9 条第 4 項 ・ 価格、請求及び支払い義務 (Hardware 関係) OMA 基本契約第 7 条第 2 項 ※OLSA 第 S 条第 3 項 or HW 特約第 C 条第 3 項の第 c 号、第 h 号部分のみ。	※Non Cancelable, Non Refundable の規定は各注文で規定。
OLSA 第 S 条第 4 項 HW 特約第 C 条第 4 項 ・ 契約の独立性	OMA 基本条項第 4 条 ・ 契約の独立性	※OMA では、OMA 基本条項第 4 条 (契約の独立性) に集約。
<b>【定義及び規則 (ライセンス定義)】</b>		
・ 定義及び規則 (ライセンス定義)	Transactional OMA 付則 P-第 10 条 ・ 定義及び規則 (ライセンス定義)	

以上